

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の修正について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号に基づく報告

(担当部課：健康部医療保険年金課)

事業の概要

事業名	国民年金に関する事務
担当課	医療保険年金課
目的	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号の規定に基づき、主務省令改正に伴い、内容を修正した特定個人情報保護評価書を、個人情報保護委員会へ提出する前に、本審議会へ報告する。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者、任意加入被保険者（喪失者も含む）及びその世帯主、配偶者 ・年金受給権者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、平成27年度に公表した特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の記載事項・事務の見直しを行い、これを修正した。</p> <p>今回の修正において、パブリック・コメント等の再実施を義務付ける重要な変更が存在しないため、評価書修正の事後報告として、個人情報保護委員会へ提出する。</p> <p>特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、特定個人情報の漏えいその他の個人のプライバシー等に与えるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを評価書において宣言するものである。</p> <p>国民年金に関する事務においては「国民年金情報ファイル」に特定個人情報が記録されることから、評価書において、このファイルを取り扱う際のリスク軽減措置を記載している。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 日本年金機構の個人番号の利用開始に伴う評価書の修正</p> <p>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、日本年金機構は、平成29年5月31日までの間において政令で定める日まで、国民年金に関する事務において個人番号が利用できないとされた。</p> <p>その後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令の公布により、政令で定める日は平成28年11月12日とされ、日本年金機構は、平成29年1月4日から個人番号の利用を開始した。そのため、評価書中の特記事項に係る文言を削除する。</p> <p>評価書（資料45-1）中、（別添3）変更箇所の欄外における、○の項目が該当する。</p> <p>(2) その他の修正</p> <p>① 記載漏れの追記</p> <p>評価書中、年金給付に関する事務内容における「税務情報トータルシステムを使用し、所得情報を取得し、確認する。」の手順（※）にて、記載漏れが発覚したため、これを追記した。</p> <p>老齢福祉・障害基礎・遺族基礎年金等では所得要件を設けており、年金請求者及び受給者の所得状況確認のため、税務情報トータルシステムから税務情報を取得している。また、所得の判定は、日本年金機構で実施するため、区で確認した所得情報を日本年金機構に提供する必要がある。</p> <p>※ 手順</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年金給付に関する請求書等を受理する。 (2) 国民年金情報システムを使用し、資格・受給権情報を確認する。 (3) 住民記録システムを使用し世帯・住所情報等を取得し、確認する。 (4) 税務情報トータルシステムを使用し、所得情報を取得し、確認する。 (5) 国民年金請求書等を日本年金機構に送付する。 <p>② その他</p> <p>評価書中の記載について、条例の制定による修正、根拠法令及び情報管理体制の追記等を行った。</p> <p>評価書中、（別添3）変更箇所の欄外における、△の項目が、その他の修正に該当する。</p> <p>3 国民年金に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（修正案）（資料45-1）</p> <p>4 今後の予定</p> <p>平成28年1月中旬 特定個人情報保護委員会へ評価書を提出</p>